

### 第 3 章 事後調査計画、中間報告書についての 知事意見及び事業者の見解

### 第 3 章 事後調査計画、中間報告書についての知事意見及び事業者の見解

事後調査計画については、以下の事項に基づいて検討した。

- ①事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ適切な項目を選定する。
- ②事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにする。
- ③事後調査の実施に伴う環境への影響ができる限り小さい手法を選定する。

#### 3-1 事後調査を行う理由

本事業の実施に当たっては、事業の計画段階及び実施段階において種々の環境保全措置を講じることにより、周辺環境に対する影響を可能な限り回避又は低減させることができ、事業実施による影響の予測値を設定して評価した。また、予測値は基準値等との整合が図られると考える。

ただし、予測・評価結果には不確実性が含まれており、陸上植物、陸上動物（クマタカなどの猛禽類を含む）及び水生生物に対しても環境保全措置を行うが、その効果についても不確実性が含まれる。

そこで、事業実施による環境影響をモニタリングし、予測値と整合しているかを確認するため、表 3-1-1 に示す内容のとおり存在・供用時の事後調査を行った。

存在・供用時の事後調査を行う時期は、それぞれの項目の予測対象時期に合わせた。調査方法は、表 3-1-1 に記載の方法とした。

事後調査計画は、表 3-1-1 のとおりである。

表 3-1-1 事後調査計画(存在・供用時)

対象項目	調査項目	調査地点	調査時期 (事後調査)	調査時期 (継続的モニタリング)	調査方法
大気汚染	《環境大気(長期平均濃度)》 二酸化硫黄 二酸化窒素 浮遊粒子状物質 塩化水素 ダイオキシン類 微小粒子状物質	事業地内 1 地点 周辺地域 1 地点	年 4 回 (7日間実施)	事後調査結果を基に、事業地内 1 地点、周辺地域 1 地点で基準を超過した時期を対象に実施するか否かを判断する。	欄外に示す
	《環境大気(短期高濃度:無風時の逆転層発生時)》 二酸化硫黄 二酸化窒素 浮遊粒子状物質 塩化水素 ダイオキシン類 微小粒子状物質	原地区内民家 3 地点	年 1 回 (無風時の逆転層発生時)	事後調査結果を基に、原地区内民家 3 地点で年 1 回を実施するか否かを判断する	欄外に示す
	《排ガス》 ばいじん 硫酸酸化物 窒素酸化物 塩化水素 ダイオキシン類	煙突	ばいじん、硫酸酸化物、窒素酸化物、塩化水素:1 回/2ヶ月 ダイオキシン類:1 回/年	ばいじん、硫酸酸化物、窒素酸化物、塩化水素:1 回/2ヶ月 ダイオキシン類:1 回/年	ばいじん:JISZ8803 硫酸酸化物:JISK0103 窒素酸化物:JISK0104 塩化水素:JISK0107 ダイオキシン類:JISK0311
悪臭	臭気指数	敷地境界風下側 1 地点	年 1 回 (試運転後 3ヶ月目)	年 1 回	悪臭防止法の規定による方法
騒音	騒音レベル	事業地敷地境界 4 地点 原地区内民家 3 地点	年 1 回 (試運転後 3ヶ月目)	事後調査結果を基に、事業地敷地境界 1 地点、最寄り民家 1 地点で年 1 回を実施するか否かを判断する。	騒音規制法の規定による方法及び環境基準の規制による方法
空気振動	低周波音レベル (周波数分析を含む)	事業地敷地境界 4 地点 原地区内民家 3 地点	年 1 回 (試運転後 3ヶ月目)	事後調査結果を基に、事業地敷地境界 1 地点、最寄り民家 1 地点で年 1 回を実施するか否かを判断する。	「低周波音測定方法に関するマニュアル」(平成 12 年環境省大気保全局)による方法
振動	振動レベル	事業地敷地境界 4 地点 原地区内民家 3 地点	年 1 回 (試運転後 3ヶ月目)	事後調査結果を基に、事業地敷地境界 1 地点、最寄り民家 1 地点で年 1 回を実施するか否かを判断する。	振動規制法の規定による方法
水質汚濁	水温 pH 生物学的酸素要求量 浮遊物質 流量	A 沢コンクリート三面張の上流取水地点と下流(予測地点 2)の各 1 地点と笹子川の A 沢合流点を挟む上下流各 1 地点(A4,A5) <合計 4 地点> その他、予測地点 1 では水温のみ測定を行う	年 4 回	予測地点 2 について水温、pH、生物学的酸素要求量、浮遊物質を年 4 回(冬季)3年間測定する。その他、放流監視槽においては常にモニタリングを行う。	「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)及び JIS-K-0102,JIS-K-0094 による方法
雨水排水	生物学的酸素要求量 化学的酸素要求量 ノルマルヘキサン抽出物質	雨水排水箇所 2 地点	年 1 回 (降雨時)	年 1 回 (降雨時)	「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、昭和 49 年環境庁告示第 64 号)及び JIS-K-0102,JIS-K-0094 による方法
水象	井戸水位	取水用井戸 2 地点	年 4 回	年 4 回	現地調査による確認
地盤沈下	井戸水位 地盤沈下の状況	G2井戸周辺	年 4 回	年 4 回	現地調査による確認

対象項目	調査項目	調査地点	調査時期 (事後調査)	調査時期 (継続的モニタリング)	調査方法
陸上植物	植物相及び保全すべき種	事業地周辺	年 3 回	—	現地調査による確認
陸上動物	動物相及び保全すべき種	事業地周辺	年 4 回	—	現地調査による確認
水生生物	水生生物相及び保全すべき種	A 沢コンクリート三面張の上流下流各 1 地点(予測地点 1,2)と笹子川の A 沢合流点を挟む上下流各 1 地点(A4,A5) < 合計 4 地点	年 4 回 (A 沢に関しては、工事着手前に補足的調査を 1 回行う)	供用後 3 年間は継続的な調査を行う。	現地調査による確認
生態系	保全対象種等	事業地周辺	年 4 回 (陸上動植物及び水生生物調査に準じる)	緑地緩衝帯の状況、北側法面の緑化状況は施設の供用開始後 10 年後に実施する。	現地調査による確認
猛禽類	クマタカなど保全対象種	事業地周辺	2~10 月の調査で連続した 2 日間	供用開始後 3 年間は白煙の状況を作業者が毎朝、デジタルカメラにて撮影し、白煙の状況を監視するとともに継続的なクマタカの行動をモニタリングする。上記の結果を基に、それ以降の継続的なモニタリングを実施するか否かを判断する。	現地調査による確認(調査結果は非公開資料として作成する)
景観・風景	風景の状況	事業地及びその周辺	年 4 回	供用開始後 3 年間は白煙の状況を作業者が毎朝、デジタルカメラにて撮影し、白煙の状況を監視する。	現地調査による確認
廃棄物・発生土	《燃料(生木屑チップ)》 放射性物質	受入燃料(サイロ)	月 1 回	月 1 回	汚染状況調査方法ガイドラインによる方法
	《焼却灰(主灰・飛灰)》 重金属等 ダイオキシン類 放射性物質	灰保管場所	重金属等: 年 2 回 (試運転後 3 ヶ月目) ダイオキシン類: 年 1 回 (試運転後 3 ヶ月目) 放射性物質: 月 1 回 (試運転後 3 ヶ月から)	重金属等: 年 1 回 ダイオキシン類: 年 1 回 放射性物質: 月 1 回	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法による方法及び汚染状況調査方法に関するガイドラインによる方法
焼却灰による 土壌汚染	《土壌》 重金属等 ダイオキシン類	事業地内 1 地点 周辺地域 1 地点	年 1 回 (試運転後 3 ヶ月目)	焼却灰に重金属、ダイオキシン類が検出された場合	土壌汚染対策法及びダイオキシン水に係る土壌調査マニュアルによる方法
温室効果ガス等	温室効果ガス排出量	事業関係全般	年 1 回 実績値での計算を行う	—	実績値を確認

備考)

[大気汚染(長期平均濃度)の調査方法]

二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質: 「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)に示される方法

二酸化窒素: 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)に示される方法

塩化水素: 「大気汚染物質測定法指針」(昭和 62 年環境庁大気保全局)に示される方法

ダイオキシン類: 「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。 )及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年環境省告示第 68 号)及び「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」(平成 20 年 3 月環境省水・大気環境局)に示される方法

微小粒子状物質: 必要な精度を有した簡易測定器による方法

[環境大気(短期高濃度)の調査方法]

二酸化硫黄: 「衛生試験法・注釈 2010」(平成 22 年 2 月日本薬学会)内の空気試験法に示される方法

二酸化窒素: 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)に示される方法

浮遊粒子状物質: 「大気汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)に示される方法

塩化水素: 「大気汚染物質測定法指針」(昭和 62 年環境庁大気保全局)に示される方法

ダイオキシン類: 「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。 )及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年環境省告示第 68 号)及び「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」(平成 20 年 3 月環境省水・大気環境局)に示される方法

微小粒子状物質: 必要な精度を有した簡易測定器による方法

周辺土壌調査

焼却灰において、重金属が定量下限値以上を検出した場合、ダイオキシン類が 3ng-TEQ/g 検出された場合に周辺土壌汚染の調査を実施する。

### 3-2 環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応方針

事後調査の結果から、事業の実施による環境影響の程度が予測評価の結果に反して著しいことが明らかとなった場合には、速やかに原因の究明を行い、本事業による影響が確認された場合には追加的な保全対策を講じる。また、動植物に関して追加的な環境保全措置が必要となった場合には、保全対策計画策定にあたり専門家に指導を仰ぐこととする。

### 3-3 事後調査報告書の提出・公開等の方法

調査実施後は、速やかに報告書を取りまとめ、知事に提出する。

### 3-4 中間報告書に対する知事意見及び知事意見に対する事業者の見解

中間報告書に対する知事意見及び知事意見に対する事業者の見解を以下に示す。

中間報告書に対する知事意見（平成 30 年 10 月 15 日付け大水保第 1364 号）及び知事意見に対する事業者の見解

1、公告、縦覧

「大月バイオマス発電事業に書かかる環境影響評価中間報告書」の公示、縦覧等の状況は表 1 に示すとおりである。

表 1 中間報告書の公告、縦覧等

中間報告書縦覧期間	平成 30 年 5 月 1 日～平成 30 年 5 月 31 日
意見書提出期限	平成 30 年 6 月 15 日
意見書概要書提出	意見なし
縦覧場所	大月バイオマス発電株式会社 山梨県県民情報センター 大月市役所市民課 都留市役所地域環境課 甲州市役所環境政策課

2、中間報告書についての意見

中間報告書について住民、県民等の意見はなかった。

3、中間報告書についての公聴会の概要

公聴会については、意見書の提出がなかったことから、開催されなかった。

#### 4、中間報告書についての知事意見及び事業者の見解

中間報告書に対する知事意見は、平成30年10月15日に出され、事業者の見解を平成30年11月30日に提出した。

##### 1) 全般的事項

知事意見	事業者の見解
<p>(1) 環境影響評価手続の適切な実施について</p> <p>環境影響評価制度は、環境へ及ぼす影響について事業者自らが調査・予測・評価し、住民や自治体等の意見を聴きながら、環境の保全のための措置を検討するとともに、その結果を事業に反映させ、環境の保全に十分配慮して行うことを目的としており、事業者には、事業を実施するにあたり、環境への影響をできる限り回避し、低減させる姿勢が求められている。</p> <p>今回、評価書で実施するとされていたにも関わらず、必要な調査が実施されなかったケース、調査結果が予測を超えたにもかかわらず、追加の環境保全措置がとられなかったケースが見られたが、このことは本制度の趣旨を大きく損なうものである。</p> <p>事業者においては、今後、事業実施にあたり、本制度の趣旨を十分理解した上で、評価書で示された事項を確実に実施するよう強く求める。</p> <p>なお、今回の知事意見において指摘した改善事項については早急を実施することとし、施設の本稼働までに実施状況若しくは方針を県に報告するとともに住民が随時情報を確認できるよう事業者ホームページで公開すること</p>	<p>今後、補正評価書に記載した事項、今回追加で行うこととした水質調査や景観対策のための高木の植栽等の環境保全措置等を確実に実施し、環境への影響をできる限り回避、低減させるよう努めます。また、指摘事項に対する実施状況若しくは方針については、施設の本稼働までに県に報告するとともに、本年11月2日に開設しました事業者ホームページに公開します。</p>
<p>(2) 地域への配慮について</p> <p>当地域は、住宅地に近接している地域であることから、大気汚染、悪臭、騒音等の生活環境への影響に十分配慮すること。環境保全措置の実施にあたっては、地域住民の意見を聴くなど、地域へ配慮したものとすること。また、地域住民からの苦情に対しては、迅速かつ誠実に対応すること。</p> <p>評価書に記載されている住民対応窓口については、連絡先を事業者ホームページに公開し、地域住民へ広く周知すること。</p>	<p>大気汚染、悪臭、騒音等の生活環境への影響に十分配慮し、地域住民からの苦情に対し迅速かつ誠実に対応します。また、住民対応窓口の連絡先を本年11月2日に事業者ホームページに掲載しました。</p>

<p>(3) 事後調査結果等の積極的な公表について</p> <p>計画している事後調査、モニタリングについては、確実に実施し、結果については、事業者ホームページに公開し、地域住民及び関係市等に対し積極的に情報提供すること。</p>	<p>稼働後の事後調査及びモニタリングの計画は、別添資料の内容で行います。また、事後調査の計画や結果及びモニタリングの計画や結果については、事業者ホームページに公開します。</p>
<p>(4) 分かりやすい報告書の作成について</p> <p>中間報告書に説明不足や誤り等が散見されることから、今後の資料作成については正確で分かりやすい表現での資料とすること。</p> <p>また、技術審議会の審議において誤りが判明した資料や追加資料等については、整理した上で県に提出するとともに、事業者ホームページで公開すること。</p>	<p>誤りが判明した資料や追加資料等は県に報告するとともに事業者ホームページに公開します。今回指摘された事項等については中間報告書の修正したものを作成し県に提出するとともに本年12月中旬に事業者ホームページに掲載します。なお、今後の資料については十分に注視して作成します。</p>

2) 個別事項

知事意見	事業者の見解
<p>(1) 騒音及び低周波音について</p> <p>ア 工事期間中の騒音が補正評価書時の予測値を超過しているにも関わらず、苦情の申し立てがないとの理由から、環境保全措置を見直していない。今後は、苦情申し立ての有無に関わらず、実施する調査の結果が予測値を超える等の影響が認められる場合は、必ず追加の環境保全措置等について検討し、必要がある場合には速やかに実施すること。</p> <p>イ 事後調査においては、地域の地形を考慮し実施すること。</p> <p>ウ 事後調査及びモニタリングの計画は県に提出し、事業者ホームページで公開すること。</p>	<p>稼働後の騒音の事後調査及びモニタリングの計画は、県に報告するとともに事業者ホームページに公開します。また、調査結果を踏まえた追加の環境保全措置等を検討し実施します。稼働後の騒音に関しては、「新・公害防止の技術と法規」を参考に地域の地形を考慮した環境騒音測定とします。また、全般事項(2)の「地域への配慮」に沿って、予定している敷地境界4地点や近隣住宅等の3地点に限らず、苦情があった場合にはその地点を追加し、生活環境への影響に十分配慮し丁寧に対応していきます。</p>

<p>(2) 水生生物について</p> <p>ア 県への報告がないまま排水口の位置変更が行われたが、排水の水生生物についての予測が不十分であり、水生生物の生態に影響が生じる恐れがある。この影響について速やかに調査するとともに、調査の結果、影響が確認された場合には、追加で排水の温度管理、水質管理等により影響を低減させるための措置を講ずること。</p> <p>イ 調査結果等は県に提出し、事業者ホームページで公開すること。</p>	<p>A 沢の水生生物の情報が乏しいことから、試運転開始前の平成 30 年 3 月に追加の水生生物の調査を行い、35 種の底生動物を確認しました。補正評価書の同時期の 30 種と結果とほぼ同じ結果が得られました。水生生物の事後調査については、A 沢下流の予測地点の 1ヶ所について水温等の調査を工事後の適期に 1 回行うとしたところですが、年 4 回 3 年間行い、水生生物への影響を丁寧に把握します。の予測地点において温度上昇の影響を与えないようにした上で、影響の出やすい冬期に放流監視槽、放流口、予測地点での水温調査の方法を水生生物の専門家に相談したうえでモニタリングを実施し、モニタリングの結果、専門家が温度上昇の影響があると判断した場合は、評価祖に記載の A 沢上流での放流に変更します。なお、調査結果は県に提出するとともに事業者のホームページに公開します。</p>
<p>(3) 地下水について</p> <p>ア 用水計画の変更を伴う取水量の増加によって、地下水資源への影響が想定される。今後、モニタリング調査において地下水への影響が確認された場合は、必要な環境保全措置を検討する。</p> <p>イ 検討結果については、県に提出し、事業者ホームページで公開すること。</p>	<p>今後、井戸水位及び地盤沈下のモニタリング調査を年 4 回実施し、地下水への影響を把握します。影響が確認された場合には、環境保全措置の検討を行い、検討した結果を県に提出するとともに事業者ホームページに公開します。</p>
<p>(4) 動物（猛禽類）について</p> <p>ア 評価書で実施するとされていた工事中の調査が実施されていなかったことから、今後実施する調査については、専門家に逐次相談しながら確実に実施すること。</p> <p>イ 事後調査の結果については、専門家に相談した上で環境保全措置の効果を検証し、効果が無いと判断された場合には環境保全措置の見直しを検討すること。</p> <p>ウ 環境保全措置である関連施設（鉄塔）事業者への情報提供について、実施状況を整理し県に報告するとともに事業者ホームページで公開すること。</p>	<p>工事前に実施する予定であった猛禽類の営巣付近の騒音調査ができなかったことから、専門家に相談の上、工事中にその代替え調査をして営巣付近の騒音調査を実施するとともに猛禽類の定点観測を行い、異常行動に無いことを確認しました。現在も調査を継続しており、平成 30 年度、平成 31 年度、平成 32 年度と専門家に随時相談しながら調査を確実に実施する予定です。事後調査の結果、影響が見られた場合には、環境保全措置の効果を検証し見直しを検討します。また、関連施設（鉄塔）事業者へは、平成 26 年度に情報提供を行い、動物への影響が出ない時期に工事を行っています。整理した結果は県に報告するとともに事業者のホームページに公表します。</p>

<p>(5) 植物、生態系について</p> <p>ア 敷地内北側の植栽について、変更届と異なった樹種を選定していることから、選定の考え方、影響について説明すること。説明資料は県に提出し、事業者ホームページに公開すること。</p> <p>イ 法面緑化や場内の植生の保全など、評価書手続及び変更届時の緑地の基本方針に則り、専門家に相談しながら、植栽の管理を徹底すること。</p>	<p>シラカシの選定について、中間報告書への記載漏れがありましたので、以下に選定理由を記載します。防音壁の周りの樹種の選定にあたり、平成28年3月に提出した変更届の事業者回答に記載した通り、防音壁と擁壁に囲まれている生育環境の中で耐陰性の強い、垂直方向に伸びやすい樹種のシラカシを選定しました。シラカシは、常緑樹であることから、四季を通じて復水器廻りの圧迫感を低減する効果があると考えています。補正評価書に記載されている樹種を植栽した場合、耐陰性の強い樹種ではあるものの、落葉樹であり冬には景観対策効果は薄れること、生育高さが不十分となりやすいこと、植栽時に7～8m級の樹木として市場で入手困難であることから、シラカシが最適と判断し、採用しました。この内容を事業者ホームページに公開します。また、法面緑化、場内の植生の保全など、補正評価書及び変更届時の緑地の基本方針に則り、園芸の専門家に相談しながら植生の管理を徹底します。</p>
<p>(6) 景観について</p> <p>ア 建屋、防音壁で隠れていない機械類について、視線を誘導するため、安全を考慮した上で、補正評価書で設定した各眺望点からの景観に配慮した施設となるよう、追加の環境保全措置を検討すること。また、検討過程と結果について、県に提出するとともに事業者ホームページに公開すること。</p>	<p>設備追加（階段の目隠し、遮蔽板の設置等）、色調の変更の可能性を検討した結果、安全性の確保、構造計算上の耐久性問題等の理由から設備の追加や色調変更は出来ませんが、最終的に追加の保全措置として、発電所西側に高木の植栽を行うことで、プラントが比較的目に入りやすい親水公園方向からの見え方を改善します。樹種は専門家に相談して選定することとし、これらの過程を事業者ホームページに公開します。</p>
<p>(7) 事業計画について（生木屑チップの放射性物質のモニタリング）</p> <p>ア 事業計画のとおり、燃料である生木屑チップ受け入れ時の空間放射線量率の確認、サイロにおける放射性物質の継続的モニタリング等を適切に実施するなど、燃料基準に従い受け入れを行うこと。また、焼却灰についても事後調査計画に基づく測定を実施し適正に処理すること。</p> <p>イ 管理や測定の実況については、情報公開の方法を明示し、地域住民や関係市へ積極的に情報提供すること。</p>	<p>事業計画のとおり、燃料である生木屑チップ受け入れ時の空間放射線量率の確認、サイロにおける放射性物質の継続的モニタリング等を適切に実施するなど、燃料基準に従い受け入れを行うとともに焼却灰についても事後調査計画に基づく測定を実施し適切に処理し、安全面に配慮した対応を行います。また、管理や測定の実況に関する情報公開の方法を早急に関係市と協議し、地域住民や関係市へ情報提供します。</p>

5、知事意見に対する履行状況

知事意見に対する事業者の見解を提出した後の事業者の履行状況を以下に示す。  
(令和4年7月現在)

1) 全般的事項

知事意見	知事意見の履行状況
<p>(1) 環境影響評価手続の適切な実施について</p> <p>環境影響評価制度は、環境へ及ぼす影響について事業者自らが調査・予測・評価し、住民や自治体等の意見を聴きながら、環境の保全のための措置を検討するとともに、その結果を事業に反映させ、環境の保全に十分配慮して行うことを目的としており、事業者には、事業を実施するにあたり、環境への影響をできる限り回避し、低減させる姿勢が求められている。</p> <p>今回、評価書で実施するとされていたにも関わらず、必要な調査が実施されなかったケース、調査結果が予測を超えたにもかかわらず、追加の環境保全措置がとられなかったケースが見られたが、このことは本制度の趣旨を大きく損なうものである。</p> <p>事業者においては、今後、事業実施にあたり、本制度の趣旨を十分理解した上で、評価書で示された事項を確実に実施するよう強く求める。</p> <p>なお、今回の知事意見において指摘した改善事項については早急を実施することとし、施設の本稼働までに実施状況若しくは方針を県に報告するとともに住民が随時情報を確認できるよう事業者ホームページで公開すること</p>	<p>①環境測定計画の見直しと実施 補正評価書に記載した大月バイオマス発電事業事後調査（存在・供用時）環境測定計画を見直し、調査地点、調査時期、調査期間を明確に示しました。環境測定内容としては、大気汚染、悪臭、騒音、空気振動、振動、水質汚濁、雨水排水、水象、地盤沈下、陸上植物、陸上動物、水生生物、生態系、猛禽類、景観・風景、廃棄物・発生土、焼却灰による土壌汚染、温室効果ガス等の調査を行いました。〔詳細は事後調査（存在・供用時）環境測定計画を参照〕</p> <p>②A 沢（A 沢下流予測地点 2）の水生生物調査 補正評価書において工事開始前に調査することが記載されていた A 沢の水生生物調査について、都合により実施できなかったため、平成 30 年 3 月の工事に行いました。調査項目は、魚類、底生生物、付着藻類、その他の水生生物の 4 項目であり、評価書作成時の水生生物調査結果と変わらない結果を得ました。（資料 6-1 参照） 調査結果は県に提出し、事業者ホームページに掲載して広く情報公開しました。</p>
<p>(2) 地域への配慮について</p> <p>当地域は、住宅地に近接している地域であることから、大気汚染、悪臭、騒音等の生活環境への影響に十分配慮すること。環境保全措置の実施にあたっては、地域住民の意見を聴くなど、地域へ配慮したものとすること。また、地域住民からの苦情に対しては、迅速かつ誠実に対応すること。</p> <p>評価書に記載されている住民対応窓口については、連絡先を事業者ホームページに公開し、地域住民へ広く周知すること。</p>	<p>評価書に記載した大月バイオマス発電事業事後調査（存在・供用時）環境測定計画を見直し、調査地点、調査時期、調査期間を明確に示しました。生活環境に影響のある環境測定内容として、大気汚染、悪臭、騒音、空気振動、振動の測定を行いました。地域に配慮するために大気汚染短期高濃度（逆転層発生時の無風状態）の測定で微小粒子状物質（PM2.5）、ダイオキシン類調査を追加して実施しました。（4-概要 1 参照）</p>

<p>(3) 事後調査結果等の積極的な公表について 計画している事後調査、モニタリングについては、確実に実施し、結果については、事業者ホームページに公開し、地域住民及び関係市等に対し積極的に情報提供すること。</p>	<p>稼働後の事後調査及びモニタリングを環境測定計画のとおり実施し、分かりやすい様式になるようデータの取りまとめを行いました。結果は事業者ホームページに掲載して地域住民及び関係市町村に積極的に公開しました。</p>
<p>(4) 分かりやすい報告書の作成について 中間報告書に説明不足や誤り等が散見されることから、今後の資料作成については正確で分かりやすい表現での資料とすること。 また、技術審議会の審議において誤りが判明した資料や追加資料等については、整理した上で県に提出するとともに、事業者ホームページで公開すること。</p>	<p>平成30年5月に提出した中間報告書の間違い部分の修正・追加、追加資料の添付を行い、平成30年12月に大月バイオマス発電事業環境影響評価中間報告書修正版を作成しました。中間報告書の修正版は県に提出するとともに事業者ホームページに掲載し公開しました。</p>

## 2) 個別事項

知事意見	知事意見の履行状況
<p>(1) 騒音及び低周波音について ア 工事期間中の騒音が補正評価書時の予測値を超過しているにも関わらず、苦情の申し立てがないとの理由から、環境保全措置を見直していない。今後は、苦情申し立ての有無に関わらず、実施する調査の結果が予測値を超える等の影響が認められる場合は、必ず追加の環境保全措置等について検討し、必要がある場合には速やかに実施すること。 イ 事後調査においては、地域の地形を考慮し実施すること。 ウ 事後調査及びモニタリングの計画は県に提出し、事業者ホームページで公開すること。</p>	<p>稼働後の事後調査について、県に提出しホームページ公開した大月バイオマス発電事業事後調査（存在・供用時）環境測定計画のとおり実施しました。予測値を超過した騒音、空気振動、振動の原因調査を実施し、発電所からの影響の少ないことを確認して追加の環境保全措置の必要がないと判断しました。（4-3-1～4-4-6 ページ参照） 対象地域は、騒音規制法の第四種区域における規制基準に準じた値である60dBを目標値として設定しました。空気振動については、低周波音による心身に係る苦情に関する参考値のひとつであるG特性音圧レベルLG=92dBを目標値として設定しました。</p>

<p>(2) 水生生物について</p> <p>ア 県への報告がないまま排水口の位置変更が行われたが、排水の水生生物についての予測が不十分であり、水生生物の生態に影響が生じる恐れがある。この影響について速やかに調査するとともに、調査の結果、影響が確認された場合には、追加で排水の温度管理、水質管理等により影響を低減させるための措置を講ずること。</p> <p>イ 調査結果等は県に提出し、事業者ホームページで公開すること。</p>	<p>排水口の変更に伴う A 沢の水生生物について、冬期の A 沢下流（予測地点 2）での水温調査の方法を水生生物の専門家に相談した上でモニタリングを実施し、水温、水生生物調査の結果から、影響のないことを確認しました。（4-6-5～4-6-10 ページ参照）水温のモニタリングは、平成 30 年 12 月～令和 2 年 11 月までの 2 年間実施し、排水が適切に管理され、A 沢への影響が軽微であることを確認しました。水生生物調査は、平成 30 年から年 4 回 3 年間行い、水生生物への影響を調査し、個体数の変動はありますが排水の水生生物への影響は小さい、あるいは認められないことを確認しました。調査結果は県に提出するとともに事業者のホームページに公開しました。（4-12-1～4-12-23 ページ参照）</p>
<p>(3) 地下水について</p> <p>ア 用水計画の変更を伴う取水量の増加によって、地下水資源への影響が想定される。</p> <p>今後、モニタリング調査において地下水への影響が確認された場合は、必要な環境保全措置を検討する。</p> <p>イ 検討結果については、県に提出し、事業者ホームページで公開すること。</p>	<p>平成 30 年 12 月から井戸水位及び地盤沈下のモニタリング調査を年 4 回、3 年間実施し、地下水への影響を把握してきました。渇水期及び豊水期の若干の地盤変動(-0.007～0.003m)がありましたが、測定装置の許容誤差(0.004m)を鑑み、地盤沈下の程度は小さいかほとんどないことが確認されました。（4-8-1～4-9-3 ページ参照）</p>
<p>(4) 動物（猛禽類）について</p> <p>ア 評価書で実施するとされていた工事着工前の調査が実施されていなかったことから、今後実施する調査については、専門家に逐次相談しながら確実に実施すること。</p> <p>イ 事後調査の結果については、専門家に相談した上で環境保全措置の効果を検証し、効果が無いと判断された場合には環境保全措置の見直しを検討すること。</p> <p>ウ 環境保全措置である関連施設（鉄塔）事業者への情報提供について、実施状況を整理し県に報告するとともに事業者ホームページで公開すること。</p>	<p>稼働後の事後調査は専門家に相談の上、事業所周辺で年 2 回（2 月～9 月）、1 回の調査で 2 日間定点観測する方法で 3 年間調査を継続しました。また、白煙発生は毎朝 8 時に白煙発生写真を撮影して記録し、白煙の発生による回避行動は定点観察時に観察を行い、回避行動は見られませんでした。それぞれの年のまとめた結果を専門家に逐次相談して調査方法及び調査結果を評価し、その結果、クマタカは 3 年間連続で繁殖を行っており、その他の猛禽類も警戒行動及び回避行動も見られないことから、専門家から妥当な調査方法と環境保全措置が有効である助言をいただきました。結果は県に報告するとともに事業者のホームページに公表しました。関連施設（鉄塔）事業者への情報提供の実施状況について整理して県に提出し、事業者ホームページに公開しました。（4-14-1～4-14-47 ページ、資料 13-3、資料 15-1 参照）</p>

<p>(5) 植物、生態系について</p> <p>ア 敷地内北側の植栽について、変更届と異なった樹種を選定していることから、選定の考え方、影響について説明すること。説明資料は県に提出し、事業者ホームページに公開すること。</p> <p>イ 法面緑化や場内の植生の保全など、評価書手続及び変更届時の緑地の基本方針に則り、専門家に相談しながら、植栽の管理を徹底すること。</p>	<p>敷地北側の植栽の選定の考え方、影響についての説明資料を県に提出し、ホームページに掲載して公開しました。(資料 13-4 参照)</p> <p>敷地西側の植栽を植栽の専門家に相談し、プラントの見える部分にアカマツ 2 本、ミズナラ 1 本を植栽しました。法面緑化は、園芸の専門家に相談してテイカカズラにナツツタ、キヅタを追加して植栽し、灌水設備を設置して生育状況を見ながら下垂させることとしました。敷地境界北側の防音壁ネットにナツツタを這わせるために、ナツツタ 3、テイカカズラ 1、スイカズラ 1 を植えました。ツタ類は金属を嫌うために、登はんしやすいよう、フェンスと防音壁の間にナツツタ附着板を試験的に設置しました。今後、評価書及び変更届時の緑地の基本方針に則り、園芸の専門家に相談しながら植生の管理を徹底しています。(1-1-2 ページ図 1-2-1 参照)</p>
<p>(6) 景観について</p> <p>ア 建屋、防音壁で隠れていない機械類について、視線を誘導するため、安全を考慮した上で、補正評価書で設定した各眺望点からの景観に配慮した施設となるよう、追加の環境保全措置を検討すること。</p> <p>また、検討過程と結果について、県に提出するとともに事業者ホームページに公開すること。</p>	<p>追加設備の検討を行った結果、安全性の確保、構造計算上の耐久性問題等の理由から設備の追加や色調変更は出来ませんでした。最終的に追加の保全措置として、発電所西側に高木の植栽を植栽の専門家に相談して、周辺山地の樹種のアカマツ 2 本、コナラ 1 本を植えプラントが比較的目に入りやすい親水公園方向からの見え方を改善しました。これらの過程と結果は県に報告し、事業者ホームページに公開しました。(資料 13-5 参照)</p>
<p>(7) 事業計画について(生木屑チップの放射性物質のモニタリング)</p> <p>ア 事業計画のとおり、燃料である生木屑チップ受け入れ時の空間放射線量率の確認、サイロにおける放射性物質の継続的モニタリング等を適切に実施するなど、燃料基準に従い受け入れを行うこと。また、焼却灰についても事後調査計画に基づく測定を実施し適正に処理すること。</p> <p>イ 管理や測定の状況については、情報公開の方法を明示し、地域住民や関係市へ積極的に情報提供すること。</p>	<p>生木屑チップの放射性物質のモニタリングを環境調査計画のとおり、受入れ時のトラック毎に測定し、平均空間線量 0.046 <math>\mu</math>S/h と高い空間線量は検出されず(山梨県の環境放射能 0.028~0.067 <math>\mu</math>S/h)、生木屑チップ及び焼却灰は月 1 回測定を実施し、生木屑チップが 4~12Bq/kg と低い値で、焼却灰が放射性廃棄物の基準(1000Bq/kg)よりはるかに低い 66~101Bq/kg の値で、地域への影響はないと考える値でした。管理や測定の状況に関して関係市と協議し、定期的に関係市に測定結果を提供し、地域住民や関係市へ情報提供しています。(4-16-1~4-16-6 ページ参照)</p>